

観光大使と連携した地域活性化業務委託仕様書

1 総則

本仕様書は、田村市（以下「市」という。）が委託する観光大使と連携した地域活性化業務（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）が遵守すべき事項を定めるものである。

2 業務名

観光大使と連携した地域活性化業務

3 業務の目的

本業務は、観光大使の知名度、集客力を最大限に活用した事業を実施することにより、地域住民が一堂に会する機会を創出し、地域コミュニティの再生、世代間交流及び市内事業者と住民との交流による地域活性化を図るとともに、あぶくま洞を観光大使と一緒に巡るイベントを実施することで来訪者数を増加させ、地域経済の活性化を図り、域内外の方々に本市の魅力を再認識してもらうことを目的とする。

4 契約期間

契約締結の日から令和9年1月22日までとする。

5 実施日及び実施場所

（1）実施日

令和8年12月5日（土）

※詳細な実施時間については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。

なお、実施時間については、あぶくま洞における洞内コンサートを午前、田村市文化センターにおける講演会及びコンサート並びに中央公民館駐車場における出店及び飲食ブースの設置を午後を実施することを基本とする。

（2）実施場所

本業務の実施場所は、次のとおりとする。

会場	実施内容（想定実施時間）
あぶくま洞	あぶくま洞における洞内コンサート（午前）
田村市文化センター	講演会及びコンサート（午後）
中央公民館駐車場	出店及び飲食ブースの設置（午後）

6 委託上限額

本業務の委託料の上限額は、4, 132, 500円（税込）とする。

なお、当該金額には出演料を含むものとする。

7 事業内容

(1) あぶくま洞の洞内を活用したコンサート

- ・あぶくま洞において、同日実施予定の洞内コンサートを活用し、観光PR及び来場者との交流を図るコンサートを実施すること。
- ・当該コンサートには、観光大使である石田重廣氏の出演を基本とする。
- ・当日はあぶくま洞において洞内コンサートを実施予定であることから、各催事が相互に支障を及ぼさないよう、開催時間、音響、来場者動線その他必要事項について十分に調整すること。

【目的及び効果】

- ・あぶくま洞の誘客促進
- ・観光大使の活動周知
- ・観光情報の効果的な発信

(2) 講演会及びコンサート

- ・田村市文化センターにおいて、講演会及びコンサートを実施するものとする。
- ・講演会及びコンサートには観光大使である石田重廣氏の出演を基本とする。
- ・講演内容は、成功体験、経営に関する考え方、地域活性化・地域経済及び観光振興に寄与する内容を含むものとする。
- ・具体的な出演構成及び演目等は市と受託者が協議の上、決定するものとする。

【目的及び効果】

- ・市内事業者への経営に関する考え方の提供
- ・中高生等への進路意識及び将来への気付きの創出
- ・観光による地域経済波及効果の理解促進

(3) 出店及び飲食ブースの設置

- ・中央公民館駐車場において、市内事業者等による出店及び飲食ブースを設置し、来場者の交流及び消費を促進するものとする。
- ・出店の募集、選定、調整については受託者が行うこと。ただし、出店者の最終的な決定については、市と協議の上、行うものとする。

【目的及び効果】

- ・市内事業者の売上向上
- ・来場者の滞在時間の延長
- ・地域内消費の喚起
- ・地域内の交流促進

8 業務委託内容

受託者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 企画・実施計画の作成

- ・事業全体の企画立案を行うこと。
- ・各会場の運営方針、実施スケジュール、会場配置、来場者動線、出演者動線、関係者動線、役割分担、連絡体制、緊急時対応等を整理した実施計画を作成し、市と協議の上、承認を得

ること。

- ・必要に応じて、会場下見、関係機関との調整、各種申請手続に係る支援を行うこと。
- ・各会場における役割分担、指揮命令系統及び緊急連絡体制は、会場別に明確化すること。

(2) 出演調整

- ・出演者との出演条件、出演時間、移動計画、控室使用、音響・照明条件、進行内容、演出内容、必要機材、当日連絡方法等について調整を行うこと。
- ・出演者に対して事前に必要な資料を提供し、当日の円滑な進行に必要な打合せを実施すること。
- ・出演者の出演に際して必要となる移動、宿泊、待機、控室、食事等の調整についても、必要に応じて行うこと。

(3) 会場設営・撤去

- ・各会場の特性及び実施内容に応じて、音響設備、照明設備、舞台装置、客席、受付設備、案内表示、誘導サイン、装飾物等の設営を行うこと。
- ・会場レイアウト図を作成し、市と協議の上、必要な設営内容を決定すること。
- ・イベント終了後は、使用した設備・備品等を速やかに撤去し、会場を原状回復すること。
- ・設営及び撤去に当たっては、施設管理者及び関係者と十分に調整し、施設の保全に配慮すること。

(4) 出店・飲食ブースの調整

- ・出店者の募集、選定、連絡調整、出店位置の調整、区画割り、電源使用、備品貸与、搬入出経路、衛生管理、ゴミ処理、火気使用の可否等について調整を行うこと。
- ・食品衛生、消防、安全管理その他関係法令及び関係機関の指導に従い、必要な対応を行うこと。
- ・来場者の安全及び快適な利用環境を確保するため、混雑緩和、誘導、案内表示等についても配慮すること。
- ・出店者の最終選定は、市と協議の上で決定すること。

(5) 当日運営

- ・イベント当日において、受付、案内、誘導、進行管理、タイムスケジュール管理、出演者対応、来場者対応、会場内巡回、トラブル対応、忘れ物対応、緊急時対応等を行うこと。
- ・各会場間の連携を図り、全体運営に支障が生じないように、必要な人員を配置すること。
- ・事故、急病、迷子、混雑等が発生した場合は、関係機関と連携し、速やかに適切な措置を講ずること。

(6) 広報・周知支援

- ・事業の周知及び集客を図るため、チラシ、ポスター、SNS投稿素材、ウェブ掲載用原稿等を制作すること。
- ・市の広報媒体、関係団体、地域事業者等と連携し、配布先、掲出先、掲載時期等を調整すること。
- ・必要に応じて、デザイン案、掲載文案、画像素材等を作成し、市の確認を得ること。
- ・各種広報媒体及びSNS等を活用し、本業務の魅力、実施内容及び開催情報が広く行き渡るよう、効果的かつ継続的な情報発信を行うこと。
- ・船引駅及び田村市役所における懸垂幕の作成、取付、管理及び撤去を行うこと。なお、設置

に関して施設管理者から指示があった場合は従うこと。

- ・設置場所ごとの規格は、船引駅懸垂幕についてはW870mm×H9,000mm、田村市役所懸垂幕についてはW1,000mm×H4,500mmとする。
- ・懸垂幕の素材、掲示文言、設置期間及び設置方法については、市と協議の上、決定すること。

(7) 実施報告

- ・実施状況の取りまとめ、写真撮影、来場者数の集計、出店状況の整理、広報実績の整理、課題及び改善点の整理を行い、完了報告書として取りまとめること。
- ・必要に応じて、会場ごとの実施結果、参加者の反応、関係者の所見等を整理し、今後の事業実施に資する内容とすること。
- ・市の求めに応じ、業務期間中に中間報告を行うこと。
- ・来場者数の集計方法については、市と協議の上、事前に確認すること。

(8) 実施体制

- ・受託者は、本業務を適切かつ円滑に遂行できる体制を整備し、業務責任者を配置すること。
また、市との連絡調整窓口を明確にし、迅速かつ誠実に対応すること。
- ・本業務に従事する者の役割及び責任の所在を明確にし、必要に応じて名簿を提出すること。

(9) その他付随業務

- ・前各号に掲げるもののほか、本業務を遂行するために必要な業務であって、市と受託者が協議の上、実施を認めたものを行うこと。

9 業務実施に当たっての留意事項

(1) 打合せ協議

本業務に関する打合せ協議は、必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費は、全て受託者の負担とする。

(2) 再委託

事前に市の承認を得た場合は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

ただし、受託者は再委託先に対して本仕様書に定める秘密保持、情報管理、事故防止その他必要な事項を遵守させるものとし、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

(3) 秘密保持

受託者は、本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。

(4) 情報管理

受託者は、情報セキュリティ対策に必要な体制を整備し、本業務において取り扱う情報及びデータ等について適切に管理すること。

(5) 権利関係

成果物の所有権、著作権及び利用権は、全て市に帰属するものとする。

ただし、第三者が権利を有する著作物、肖像、音楽、映像その他一切の権利（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関する一切の手続を行うものとする。

なお、受託者の責めに帰すべき事由により著作権、肖像権その他の権利に関する紛争が生じた

場合は、受託者の責任において処理するものとする。

(6) 受託者固有の権利

受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については、受託者に帰属するものとする。

(7) 瑕疵対応

業務完了後において、受託者の責めに帰すべき事由により成果物に不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な措置を講ずるものとする。この場合に要する経費は、受託者の負担とする。

(8) 損害賠償

受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(9) 会場ごとの責任分担

受託者は、市と協議の上、各会場における役割分担、指揮命令系統、連絡体制及び緊急時対応手順を明確にし、当日の運営に支障が生じないようにすること。

(10) 荒天・不測の事態への対応

荒天、災害、交通障害、出演者の急病その他やむを得ない事由により本業務の一部又は全部を実施できないおそれがある場合は、受託者は速やかに市と協議し、代替措置、中止、延期、内容変更その他必要な対応を行うこと。

なお、中止又は延期に伴う委託料の取扱いについては、市と受託者が協議の上、別途定めるものとする。

(11) 事故・救護対応

受託者は、事故、負傷、急病その他緊急事態に備え、救護体制、関係機関への連絡手順、記録方法等をあらかじめ整備すること。

また、会場内において発生した事故等については、受託者は初動対応を行い、速やかに市へ報告すること。

10 成果物

受託者は、業務完了後、次に掲げる成果物を電子データ及び紙媒体各1部提出すること。

- ・実施報告書
- ・収支報告書
- ・実施写真
- ・来場者数等の実績資料
- ・広報実績資料
- ・その他市が必要と認める資料

11 納品場所

田村市産業部観光交流課

12 成果指標

本業務における目標値は、次のとおりとする。

- ・参加人数 400人以上

なお、参加人数は、本業務における各催事の合計来場者数を基本とし、同一者が複数の催事に参加した場合は、各催事ごとにそれぞれ1人として計上する。

- ・地域における観光入込数の増加
- ・あぶくま洞入洞者数の増加

なお、後二者については、前年度との比較において増加を図ることを目標とする。

1.3 報告及び検査

受託者は、市の求めに応じ、業務の進捗状況を報告しなければならない。

また、業務完了後は、速やかに実績報告を行い、市の検査を受けるものとする。

1.4 その他

(1) 交付金の明記

イベント会場における掲示及び制作物（ポスター、チラシ、パンフレット等）には、「令和8年度福島特定原子力施設地域振興交付金事業」と明記すること。

(2) 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。